

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

改 正 案	現 行
<p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第二章 総則 (第一条―第六条)</p> <p>第三章 事業等 (第七条―第十七条)</p> <p>第三章 雑則 (第十八条―第二十二条)</p> <p>第四章 罰則 (第二十三条―第二十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(会社の目的)</p> <p>第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。</p>	<p>日本環境安全事業株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第二章 総則 (第一条―第三条)</p> <p>第三章 経営の健全性及び安定性の確保 (第四条―第十二条)</p> <p>第三章 雑則 (第十三条―第十五条)</p> <p>第四章 罰則 (第十六条―第二十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(会社の目的及び事業)</p> <p>第一条 日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報又は技術的知識を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。</p> <p>2  会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のな</p>

(定義)

第二条 この法律において「事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。

2 この法律において「福島県内除去土壌等」とは、福島県内において生じた次に掲げる物をいう。

一 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第二項に規定する除去土壌等

二 前号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物であつて、事故由来放射性物質による汚染が著しいことその他の環境省令で定める要件に該当するものの

3 この法律において「最終処分」とは、福島県内除去土壌等について除去土壌等処理基準（放射性物質汚染対処特措法第二十条、第二十三条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項の規定に基づき福島県内除去土壌等の処理に当たり従うこととされている基準をいう。次項において同じ。）に従って行われる最終的な処分

い範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

(新規)

をいう。

4 この法律において「中間貯蔵」とは、最終処分が行われるまでの間、福島県内除去土壌等について福島県（環境省令で定める区域に限る。）内において除去土壌等処理基準に従って行われる保管又は処分をいう。

5 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。

（国の責務）

第三条 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

（株式の政府保有）

第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業（第十六条第一号において「中

（新規）

（新規）

間貯蔵に係る事業」という。)又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第十六条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる事業に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(商号の使用制限)

第六条 会社でない者は、その商号中に中間貯蔵・環境安全事業株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者(次

(新規)

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に日本環境安全事業株式会社という文字を使用してはならない。

(新規)

(新規)

号において「国等」という。)の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと。

一 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。

三 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。

五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと(第三号に掲げるものを除く)。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

第八条 (略)

(削る。)

(削る。)

第三条 (略)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保

(株式)

第四条 政府は、会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に係る事業(以下「ポリ塩化ビ

第九条・第十条

(略)

フェニル廃棄物処理事業」という。)を経営する間、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならない。

2) 会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十条第二号において「新株」という。)を引き受ける者の募集をしようとするとき又は同法第七百六十八条第一項第二号イに規定する株式(会社が有する自己の株式を除く。第二十条第二号において「株式交換株式」という。)を交付しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。同法第二百二十八条第一項に規定する募集新株予約権(第二十条第二号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をしようとするとき又は同法第七百六十八条第一項第二号ハに規定する新株予約権(会社が有する自己の新株予約権を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権」という。)若しくは同号ニに規定する新株予約権付社債(会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権付社債」という。)を交付しようとするときも、同様とする。

3) 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した場合においては、当該株式を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届出なければならない。

第五条・第六条 (略)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画)

第十一条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

第十二条～第十五条 （略）

(区分経理)

第十六条 会社は、次に掲げる事業ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 中間貯蔵に係る事業
- 二 前号に掲げる事業以外の事業

(債務保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、

(事業基本計画)

第七条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画（以下「事業基本計画」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。事業基本計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

第八条～第十一条 （略）

(新規)

(債務保証)

第十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、



国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

### 第三章 雑則

#### 第十八条・第十九条 （略）

##### （財務大臣との協議）

第二十条 環境大臣は、第七条第二項、第九条、第十一条から第十三条まで若しくは第十四条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき、又は第二十一条の環境省令（会社の財務及び会計に関し必要な事項に限る。）を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

##### （課税の特例）

第二十一条 第五条第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

### 第三章 雑則

#### 第十三条・第十四条 （略）

##### （財務大臣との協議）

第十五条 環境大臣は、第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

##### （新規）

(環境省令への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、会社の財務及び会計に  
関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、環  
境省令で定める。

#### 第四章 罰則

第二十三條 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人で  
あるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その  
職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした  
ときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、  
又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その  
全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴  
する。

第二十四條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは  
約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二十五條 第二十三條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四

(新規)

#### 第四章 罰則

第十六條 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であ  
るときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職  
務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたと  
きは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、  
又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その  
全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴  
する。

第十七條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約  
束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十八條 第十六條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五

十五号) 第四条の例に従う。

2 (略)

第二十六条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。  
(削る。)

(削る。)

二 第九条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

三 第十一条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の認可を受けなかったとき。

四 第十二条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかった

号) 第四条の例に従う。

2 (略)

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、新株を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換株式を交付したとき、又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換新株予約権若しくは株式交換新株予約権付社債を交付したとき。

三 第四条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四 第五条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

五 第七条の規定に違反して、事業基本計画の認可を受けなかったとき。

六 第八条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったと

とき。

五 第十三条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十五条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十八条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十八条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### ( 検 討 )

第三条 政府は、平成三十九年三月三十一日までの間に、中間貯蔵の状況、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況その他の状況を勘案しつつ、会社の組織及び事業全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

き。

七 第九条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### ( 会 社 の 在 り 方 の 検 討 )

第三条 政府は、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第五条第一項に規定する特殊法人等整理合理化計画（環境事業団に係る部分に限る。）に基づき、平成二十八年三月三十一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況等を勘案しつつ、会社の在り方について、この法律の廃止及び会社の民営化を舍めた見直しを行うものとする。

◎会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正)</p> <p>第百十五条 <del>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法</del>（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第十条</u>中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。</p>	<p>(日本環境安全事業株式会社法の一部改正)</p> <p>第百十五条 <del>日本環境安全事業株式会社法</del>（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第六条</u>中「並びに」の下に「監査等委員である取締役若しくは」を加える。</p>